

議案第76号

目黒区長等の給料等に関する条例及び目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年11月25日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区長等の給料等に関する条例及び目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
(目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 目黒区長等の給料等に関する条例(昭和30年12月目黒区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の160」を「100分の175」に改める。

(目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和32年3月目黒区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の155」を「100分の172.5」に、「3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)」を「6月以内」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60
3月未満	100分の30

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「6月」とあるのは「3月」と、「3月」とあるのは「1月15日」とする。

(説明) 特別職の期末手当の額を改定するとともに、その支給回数を変更するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。